

平成28年3月22日

答申第690号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者に以前開示した文書によって「① 賞与は支給月に支給実績金額によって経理処理している、② 会計処理年月日は支給月で会計処理している」ことが明らかになったとした上で、当該視聴者が以前受け取った答申第135号に「賞与支給総額については、上期（夏季）・下期（冬季）別の集計を行っていないので、文書が存在しない」と記載されていることについて、「不開示理由が虚偽によるものであったことは明らかであり、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会に対して虚偽報告がされた経緯がわかる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示できないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

NHKは、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会に対して虚偽報告を行っていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年3月22日（第236回審議委員会）

第704号諮問、審議、答申